

第一三二回

参第二号

ボランティア基本法（案）

目次

第一章 総則（第一条 - 第三条）

第二章 ボランティア活動の基盤を整備するための措置（第四条 - 第十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、ボランティア活動の基盤を整備するための措置を講ずることにより、国民のボランティア活動への参加を容易にするとともにボランティア活動の実施を円滑にし、もって国民が社会の構成員としての自覚と責任に基づいて自主的かつ積極的に公益の増進に寄与する健全な社会の構築に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ボランティア活動」とは、国民又はその組織する民間の団体が自発的に行う教育の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、環境の保全、災害救助、国際協力その他の公益の増進に寄与する活動をいう。

(基盤の整備)

第三条 国及び地方公共団体は、国民が多様な分野においてひろくボランティア活動に参加し、かつ、ボランティア活動を円滑に実施することができるようなボランティア活動の基盤を整備するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、ボランティア活動の基盤の整備に当たっては、ボランティア活動の特性にかんがみ、その自主性を尊重しなければならない。

第二章 ボランティア活動の基盤を整備するための措置

(広報活動等)

第四条 国及び地方公共団体は、ボランティア活動が社会において適正に評価されることとなるように、広

報活動、啓発活動その他のボランティア活動に対する国民の関心と理解を深めるための措置を講ずるものとする。

(指導者の講習等)

第五条 国及び地方公共団体は、ボランティア活動に関する指導者等の養成及びその資質の向上のため、講習、研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施設の整備等)

第六条 国及び地方公共団体は、ボランティア活動の円滑な実施に資するため、ボランティア活動の用に供することができる施設の整備及び確保に努めるものとする。

(情報の周知措置等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民のボランティア活動への参加の機会の増大、ボランティア活動を行う者の連携の強化その他のボランティア活動の円滑な実施に資するため、ボランティア活動に関する情報の周知を図る措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事故に対する措置)

第八条 国及び地方公共団体は、ボランティア活動に伴う不慮の事故によって生じる損害の救済に資するため、傷害による損害をてん補する保険、損害を賠償する責任を目的とする保険その他これらに類する制度をボランティア活動を行う者がひろく利用することができることとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

(税制上の措置等)

第九条 国及び地方公共団体は、ボランティア活動の円滑な実施を支援するため、ボランティア活動を行う民間の団体の所得に係る負担を軽減するための措置、寄附金による当該団体の資金の調達を容易にするための措置その他の必要な税制上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、ボランティア活動の円滑な実施を支援するため、必要な財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(法人制度の導入の措置)

第十条 国は、ボランティア活動を行う民間の団体が容易に法人となることができ、かつ、当該団体がその自主性を損なわれることなく活動を行うことができることとなる法人制度の導入について必要な措置を講

ずるものとする。

(事業者の協力)

第十一条 事業者は、その従業員のボランティア活動への参加について、必要な便宜を与え、これに協力するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 ボランティア基本法(平成七年法律第 号)の施行に関すること。

理 由

国民のボランティア活動への参加を容易にするとともにボランティア活動の実施を円滑にするために、施設の整備、事故に対する措置等ボランティア活動の基盤を整備するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。